

厚生常任委員会

平成14年12月10日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川 宜志子 ○西谷 剛周 中西 和夫
喜多 郁子 木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
総務部長	植村 哲男		
住民生活部長	中井 克巳	福祉課長	野崎 一也
同課長補佐	寺田 良信	同課長補佐	植村 俊彦
同係長	中原 潤		
健康推進課長	西田 哲也	同課長補佐	西梶 浩司
環境対策課長	清水 孝悦	同課長補佐	西川 肇
同課長補佐	栗本 公生	住民課長	西谷 桂子
同係長	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町 長 （ あいさつ ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、喜多委員、木田委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに、12月議会付託議案についてであります、
（1）議案第44号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 課長 （議案書朗読、要旨により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第44号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、（２）議案第５０号、平成１４年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

健康推進
課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第５０号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
続いて、（３）議案第５２号、平成１４年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第52号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 去る11月21日の整備検討委員会におきまして、慎重に審議をいただいた結果、実施段階で精査検討を要する事項があるものの、整備基本計画を踏まえたとの結論をいただきました。なお、委員より提言をいただく中、（仮称）総合福祉会館の建設にあたっては整備検討委員会の方向についてするとともに、議会ともご相談申し上げながら早期実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

それで、本日ご提示させております、資料1斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会報告ということで、資料として提出しております。（資料1朗読）

以上のような報告をいただきました。2項目の選定の⑥また⑨の地図ですが、現在計画中の法隆寺線とパークウェイの交差するあたりの小吉田住宅の北側、服部川の西側周辺でございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

西谷委員 今言われている⑥又は⑨が適当という中では、審査経過を把握する中で、決められた⑥ないし⑨の図面がほしいのと、将来多目的に十分対応できるような用地の確保をされたいとされているのですか、町としてはどの程度の面積を計画されているのかお伺いいたします。

町 長 昨日一般質問の中でもお答えしていますように、7000㎡から8000㎡ということで考えています。

委員長 位置が分からないことについてはどうされますか。

住民生活 今お時間をいただきまして、コピーさせていただきましてお示しさ
部長 せていただきます。

木田委員 昨日の一般質問でも出たと思いますが、温水プールとかそういうものが出来たと思うのです。そのことについては近隣の施設を使ってくれということなんですが、そんなに大規模なことを考えておられるとは思いませんが、やはり町民が親しくそうして身体を温められるという形やったら、足浴とか歩いていける歩行浴とかそういう施設は考えられなかったのか、まだ設計段階に入っているのか入っていないのか分かりませんが、やっぱりそういうことも考えてあげるのが町民のためにその施設を喜んで使っていただけるような施設になると思いますけれど、足浴なんかやったら、今年菰野町へ行かせてもらったとき、ちょっとしたペースの中に、あそこは温泉でしたけれど、温水を流して待ち時間とかその間に足をつけておく、そうしたら足をつけることによって健康的にも良いとテレビなんかでも報道されておりますし、そういう前向きな検討をしてくれたのかなと、今までから温水プールについては他町の施設を使ってくれということは聞いておったし、それについては皆さんも納得されておりますが、反対にそういう簡単な施設ですね、湯を流してそこで足をつけていただく、そして待ち時間を有効に使っていただくというような施設なんかも考えてほしかったなと思う。それについてはどうですか。

町 長 木田議員のご指摘の関係は、昨日中井部長が答弁いたしましたように、温水プールはつかないけれどクアハウスのようなそういうものは可能ですから、当然そういうものについては取り入れていくことは明らか

である。そういうクワハウスの的なものは皆さんのご意見を聞いて十二分に取り入れていくことが大事であると思います。

木田委員　　そういうことでよろしく頼みます。

喜多委員　　重なるような質問になるかと思いますが、3番目に書いてあります、複合型施設としての魅力の創出ということが書いてあるのですが、魅力の創出ということで今言われたようなことも含めて、どういった特色を持った住民に親しまれるものになるのか。1番目に機能を追加ということで保健センターも含まれた中で運営されていこうとするんだらうと思うのですか、その魅力ある施設ということについて、もう少し具体的にこういう特徴をもつ施設にしたいというものがあれば教えていただきたいと思います。

住民生活
部長　　以前考え方なりをお示しする中で、保健センターの機能が隣接しておりませんでした。今回保健施設を併設する中で新たに組み込んでいくということは、福祉と保健というのが1つの施設の中で組みめると、今まは保健センターと役場の庁舎ということで、隣り合わせの施設の中でしておりますけれども、今後の保健と福祉というのを考えるなど、1つの施設の中に一体的に取り組んでいくということで、住民の方々に対してのメリットがあるのではないかと。そういうことで魅力あるという形で考えていただいたということでご理解願いたいと思います。

喜多委員　　今回示されたものについては、役場から距離的に離れますから保健センターの機能を含めた複合施設としてやっていくという旨はよく理解いたしますが、それでは昨日の質問の中にもありましたし、今町長の答弁にもありましたように、敷地面積が7000～8000㎡ということで、保健センターの機能を含めた中でこのくらいの面積で足りようとしているのか、もう一度答弁をお聞かせください。

住民生活
部長

以前法務局の東側で、賃貸借の関係で土地を確保する中での面積的な分としましては、4000㎡程度の敷地面積ということで、ご提示させていただきました。今回町長からもありましたように、7000から8000㎡くらいの面積ということで、その中でいきますと、前回にお示しさせてもらった分については駐車場のスペースも34、5台だったと思うのですが、今回基本設計とまではいきませんが、考えられる中ではいろいろな中で、今現在では駐車場のスペースといたしましても70から80台くらいのスペースも考えられる面積ということと、そして保健機能を併設いたしましても、その面積の中で十分に対応できるということで、検討委員会の中におきましても、これで十分ではないかということの中で提言をいただいたということで、十分対応は可能と考えています。

喜多委員

私たちが議会から各所へ建設に向けて視察をやってまいりました。その中で財政的にできないというものもありました。けどその中で職員の方も同行されましたし、我々と同じ視点で視察をされたのではないかと理解しているのですが、ただ視察から帰ってきた報告とかがちゃんと反映されるようにこの計画の中で実現されるのかということをお聞かせ願えますか。部長も行っておられないし、皆さんが帰られてからの内部の報告書とかレポートを出されるか分かりませんが、その視察で勉強してきたことがこういった計画について反映されるのか、また意見を聞いてもらえるかというシステムになっているのかどうかということをお聞かせください。

住民生活
部長

私もこの部署に異動してまいりました1年目の時に委員さんと研修させていただきました。2年目3年目は参加しなかったのですが、参加いたしました職員からは必ず出張の報告をもらっております。それを確認させていただいています。その中で今回行っていただきましたところでも総合窓口的なことも実施されているような話も聞いていま

す。それが斑鳩町としてどう取り組んでいけるのかということも内部でいろいろ話をしております。そういうことで既に視察をさせていただいております職員ともそういう形の中で先進地の事例ともディスカッションする中で、当町として取り組めるものはないか、そして取り組めないものは省くようなこととなります。今現在はどう反映させるかということまでは行っておりませんが、基本設計の中でそういう形の中で反映できるものについては反映させていただくということで考えております。

喜多委員　いろいろの行政のやり方で、各地を回りまして全部同じということではございませんので、やはり良いところ取りと言いますか、そういったきめの細かな配慮ができる住民に対するサービスというのはやっぱり現場に行っこそ、百聞は一見に如かずと申しますので、やはり実際に見た中から良い智慧がでてくると思います。これからも視察へ行かれると思うのですが、そういう意味で十分に他から学ぶということも大事でございますので、細かな配慮で皆さんが喜んでいただける施設として計画をされて建てていただきたいというふうに要望しておきます。

木田委員　前回の検討委員会の中でも検討課題の施設としてその中ののっていますが、福祉作業所というのがありますが、今現在ありますあゆみの家や虹の家について、あの周辺に総合福祉会館が行くということで、将来的にそういう施設を取り組んでいくという考え方でおられるのか、今の現状のままでそれを存続させて、また古くなればその施設を生かして建て替えを考えておられるのか、その点についてどうですか。

町長　今現時点で考えていますのは、虹の家という身体障害者の関係と福祉作業所のあゆみの家というのは知的障害の関係ということで、国の方ではそういう形で一本化したらどうかという話もいろいろしているわけですか、なかなか現状はできないということでもありますから、今

の現状を皆さんのご意見を聞きながら伸ばしてやりたいと思いますし、ただ私は今度の福社会館の中ではこういう喫茶とか、そういうものについては虹の家、あるいはあゆみの家福祉作業所を通して運営をしていただくということにしていきたい。あと虹の家やあるいはそういう関係等についての意見は十二分に聞く中で、現状でいいのか、あるいはその施設の中で即対応できるのか、その辺は十二分に聞かせていただきたいと思いますし、検討委員会も今度新しく虹の家もあゆみの家も代表者が出ていただいておりますから、そういうご意見を十二分に聞かせていただいておりますから、先ほどの喜多委員のご意見のようにいいものは取り入れていくことが大事であるし、斑鳩町の皆さん方も使い勝手等を考える中でそういうことが十分反映できるように、基本設計の中でそういうものを盛り込んでいく、メニューにされると、先日の一般質問の中でもありましたように、全体はどうかというよりも子育て支援の関係も入ってくると思いますから、そこらを十二分に精査していくことが一番大事であると思います。基本設計に入る段階において、皆さん方のご意見を聞かせていただいて、それをメニューにしていきたいという気持ちであります。

木田委員 基本設計にいろんな意見を聞いて入れていきたいということですが、そのタイムリミットというのはいつ頃までですか。

町 長 一応来年度用地買収等がありますから、できるだけ早い時期平成15年度の6月か7月の段階までにある程度の整理をして、そして基本設計にかかっていきたい。概ね用地買収ができあがってまいりますと、本設計に入りたい。そして16年度17年度で建設にかかっていきたいと思っております。

委員長 暫時休憩します。（午前9時35分）

委員長 再開いたします。（午前9時50分）

委員より求められました地図を資料として提出していただきましたが、これについての説明を求めます。

住民生活 斑鳩町におけますこの総合福祉会館を建設するにあたりまして、用地部長 地の関係の考え方として7000から10000㎡の斑鳩町内に存在する空閑地があるところということで、検討をさせていただきました。その中で斑鳩町全域の中で25箇所を検討地ということでリストアップをさせていただいております。今配布させていただきました分は斑鳩町の西半分のものでございます。東の方につきましても当委員会からもご意見をいただいている中で検討地としてあげさせていただいておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

その中で、接道の条件とか公共交通機関の利便性、特にJRの駅やバス停に近いとか、現在町が運行しておりますコミュニティバスの駅に近いとかというような地条件等をいろいろ勘案する中で、検討委員会の中でご検討をいただきました。その中で都市計画道路の法隆寺線といかるがパークウェイの交差する⑥と⑨のその周辺ということで、検討委員会の方で候補地にふさわしいのではないかとということで意見集約をいただいたということでございます。

委員長 説明をいただきましたので何か質疑があればお受けしていきたいと思っております。

木田委員 ⑥と⑨の面積的にはどれ位か。それと同時進行で話を持っていったら、どこかでややこしいことになったらいかんので、それは間違いなしにやってもらいたい。両股かけていったら成功しないように思うし、今回は最後のチャンスだと思って職員の皆さんも頑張ってもらいたい。

住民生活 ⑥と⑨どちらも8000㎡の面積がございます。⑨につきましては部長 東側に服部川がございますが、そこまでで約8000㎡、⑥では西側

の方に青木診療所の東側に古川さんが新しく住宅を建てられています。それを境に青木診療所の間ぐらいまで行きまして約8400㎡の面積になろうかなと思っております。

両方とも所有者は似通った方でございまして、できることなら西側の方でお話しさせてもらえたらなと思っております。

木田委員 西側から入っていこうという計画ですね。地権者としては何名くらいおられますか。

住民生活 町がこういう計画を予定しておりますので用地のご協力をお願いしますかということで、地権者の方に一同会していただいて、用地交渉をとるという考え方で進めさせていただくのが一番いいのかなと、だから⑥と⑨というような設定の仕方ではなく、そういう形で用地のご協力のお願いを地元へ入らせていただく方がいいと考えています。ただ地権者の数については何人かは言えません。

木田委員 用地交渉だけは間違わずにお願いしたいというように思います。

喜多委員 昨日の一般質問の中の答弁で聞かせていただいたのですが、高さについて平面とか2階とかで、3階以上は考えておられないというような返事だったと思うのですが、面積から見ても2階建てがベストというふうな今の段階では思っておられますか。

住民生活 先日の議員さんの一般質問にもお答えさせていただいているのですが、構想的には今の段階は2階建てということです。ただし基本設計をしていく中でどういう形になるかというのは未確定な部分があります。必ずしも2階建てに決定しているというわけではございません。構想的には敷地面積を7000から8000㎡を確保して、そして駐車場スペースもかなりの台数を確保していくならば、今構想持っている施設の関係を入れていきますと、ほぼ2階建てくらいになろうと。

ただ基本設計をしていく中で、担当常任委員会にもご相談申し上げる中で、それは平屋になり若しくは3階になるということも可能性としてはありますが、3階にするということはいろんな方のご利用いただく施設ということになれば、できるだけバリアフリーを考えるならば低い方がいいのではないかと考えています。

喜多委員 建物については専門でないので、あまり大したことは言えないのですが、ただ2階建てと平屋と面積が同じであれば、基礎工事は同じですからそんなに価格的には差がないと思うのですが、ただ平屋建てにして少し面積を広くすれば、基礎と屋根で結構高くつく、2階建て3階建てというのは割と効率よく経費的にも建てられるということを知っているのです。省エネとかバリアフリーとか書いてありますが、2階建てにしてもエレベーター等が必要であろうと思います。そうすれば2階建てと3階建てとどれ位の費用が違うのかということを見ると、当町の施設についても中途半端と申し上げると語弊があるのですが、面積的に小さいフロアとかで使い勝手がもう少しあればいいと思ったりするところもありますので、その辺の心配りといいますか、余裕を持った多目的に活用できるスペースというのが必要になってくると思います。細かいところは設計段階で考慮されると思うのですが、私にしましたら平面で1階2階建てでするよりも、高さには制限もあるでしょうけれども一杯一杯の容積でされると、効率よく我々も気持ちよく使わせていただくことができると思います。私先だって県の福祉の住宅展示場へ行かせていただいて、いろんな福祉に関する展示があったのですが、そういった図面を見ましたら従来の考え方ではいけないのではないかと思いますので、まずゆとりのあるゆったりスペースで計画していただきたいと思いますが、答弁いただけますか。

助 役 この斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会報告の4番目に書いているのですが、実施計画の段階で特に以下の諸点について、利用頻度・効果・利便性・経済性等を鑑みて十分検討を加えていただきたい

いと、こう書いています。従って、これを全て尊重するというのではなく、尊重してそしてトータル的に技術提供を持った設計者に、全て施設機能の満足できるような設計をしていただくのが一番ベターであると思います。今も出ております、1階、2階、3階とすれば、1階2階よりもやはり3階は安くあがるだろうと思います。ただ、本町としても景観等も配慮しなければならないし、あまり高い建物は本町の特性の考えで望ましくないと思いますし、また2階にしたらここにも書いていますように2階での利用は できますし、そういうことを含めて総合的な実施設計を考えていきたいとこのように思います。従って、実施設計ができた段階において委員の皆さんにご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。これもいかるがホールであったように住民参加の中の検討ということも考えていかなければならないこともでてくると思います。我々としてはそのようなことのないように、議会と町とが協議する中で進めていきたいと思っております。

委員長

私の方から少し付け加えさせていただきたいことがあるのです。今助役の方からも住民参加の検討も必要になってくる可能性もあるというようなご発言もあったのですが、実は整備検討委員会では非常に活発な意見が出まして、参加されている委員さん全員がご発言していただくという状態の中で、本当にこの報告書を最終的にまとめ上げていただいた中で、私も参加をさせていただいておりましたので、その時に委員さん皆さんがおっしゃられていたことで、委員皆さん方にもご報告をしておきたいなと思う問題があるので、発言させていただいているのですが、こうやって検討委員会でいろんな意見を言ったと、けれどもそれで検討委員会が解散されると、今後は実施されていくにあたり議会におまかせしないといけないだろうと、よく議会と相談してやってくださいと、そういったご意見を検討委員会の皆さんからいただいていたということはこの厚生常任委員会の委員皆さまにもそのことについてはご報告させていただきたいと思っております。

それと、木田委員も用地確保について非常に心配していただいておりますが、整備検討委員会でも用地確保の問題、これについて非常に心配していただいて、最初中身について議論ができない状態になっておりました、本当に検討委員さんたち町の財政の問題などについてもきちんと考えていただいて、財政上の問題についてと土地の確保について、このところ検討委員皆さん真剣に考えていたということをつけ加えさせていただいておきたいと思います。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、各課報告事項といたしまして（１）議案第４９号、平成１４年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

住民生活
部長

（人事院勧告及び人事異動に伴う人件費補正について説明）

福祉課長

（福祉課所管に係る補正予算の説明）

健康推進
課長

（健康推進課にかかる補正予算の説明）

環境対策
課長

（環境対策課にかかる補正予算の説明）

委員長

説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

ないようでしたら、私の方から1点聞かせていただきます。19ページにあります人権対策費で1459万3千円、小集落地区改良事業負担金ということで出てると思うんですけど、これにつきましては地対財特法との関係ではどのようになっているのかということ、それと今後の事業の考え方ですね、この事業はまだ終わっていないのではないかなど、まだ続く可能性があるのではないかと、そしたら今後はどういうふうな取扱いになっていくのかということ。それとこれまで事業が進んでいない時にも人件費として400万円ずつ計上してきたわけなんですけど、今回のこれは当初400万という人件費を出してその残りの部分ですね、事業費の方の1459万3千円という形で出されてると思うんですが、もともと人件費の方につきましてはこの小集落地区事業については、私自身は十分納得する事が出来てなかったもので、この人件費の考え方とその3点についてお聞かせをしていただきたいと思います。

福祉課長

地対財特法の関係でございますが、まず1点目の。これにつきましては、この3月31日をもって期限が切れております。それで後2点目のその関係についてのまだ小集落事業が続くのか、どうなっていくのかということでございますが、当然法としては時限が切れておりますけれども事業としては当然続けて実施していかなければならないのではないかと、そういうことにつきましては両町一斑鳩町と安堵町の方でご協議を願いまして、今後とも事業についてご審議していただかなければならないと考えております。それと3点目の人件費400万円の考え方なんですけれども、当初の協定書並びに覚書等によりまして人件費相当分について400万円の計上という事で支払をさせていただいてるところであると考えております。それとあと14年度で今回補正をお願いしております、人件費を除きます斑鳩町負担分という事で1459万2714円ということで、当初12年度事業という事で13年度繰越ということで、総事業費といたしまして8億9153万7445円の中で斑鳩町と安堵町の負担割りをされる中で、斑鳩町が

負担する額という事で人件費を除きました額が、一般財源分で町債の償還の人件費を合わせますと1859万2714円でございます。そのうち13年度で支払いたしました人件費分400万円を除きますと今回補正をお願いいたしております1459万2714円という事でございます。

委員長

その地対財特法との関係でどうなっているかという事で、期限が切れていると。切れてるということは補助金とかの動向もあると思うんですけどね、この事業について財特法との中での補助金との関係の問題、それと今後続けていく、はっきり続けていく事になると。それで今後の事業については両町の審議やと、せやけど地帯財特法の期限切れることみたいなん、早くから分かってることですやんか、早くから分かっていることについての審議をまだこれからやと、もう切れてるのにな。そのことについてもちょっと納得が出来ないということ、それと人件費も当初の覚書やというふうにおっしゃってるんですが、この400万円は誰に払っている、人件費というものですからどの方、どういった方に払っているお金となっているのか教えてください。

町長

委員長おっしゃるように、地帯財特法が切れる切れないに関わらず何でも一緒ですね。相手がある事ですから、相手がある中でなかなかそれが出来なかったら斑鳩町も当然その斑鳩町の関係の方の分もしていかなあかん。中途半端に今さらもうやめますよ、という事にはならないと思います。それとこの関係等については安堵町に斑鳩町の分全てをお願いしているわけですから、やっぱり人件費等は安堵町に全てを賄っていただいているわけですから、その分の斑鳩町の分を支払しているということですからこういうことについては当然のことであると。当然斑鳩町がやらなあかんわけですけど、斑鳩町が安堵町にお願いをしているという中で分担金の関係等について協議をしながら人件費については400万円となっているということですから、ただ委員長おっしゃるようにもう切れてますやんかと言ったところで、やっぱ

りずっと継続してやってきておるんですから、現場も一回見ていただいたらようにあの道路が出来ますから、やっぱり残りの関係等についてはもうお宅さん、もう期限きれたら止めますよということにはなっていない。当然後の分も斑鳩町が責任もってやっていくことが大事、それが安堵町の方々にご無理を願いながら当然やっていただけるのですから、それで安堵町については分担金は払っていかねばなりませんし、これからもやっぱり法が切れようが当然我々としては継続していかなければならない。残された分の方々はとても納得をしてくれませんから、残された方をどういかにしていくかという問題があると思います。

委員長 今の中で補助金との関係について。

住民生活 部長 この補正をお願いしております事業につきましては平成12年度事業、平成12年度事業から13年度へ繰越をされた事業でございます。事業費が確定になったという事で14年度で斑鳩町としての負担分が確定になりましたので、斑鳩町として14年度で補正をお願いしたという経緯の中で当然この事業としては小集落地区改良事業としての補助採択をされている事業ということで、先ほど課長の方からも補助金を除いての1億1800万円の負担方という事で説明、報告をさせていただいたと思います。この事業につきましては補助対象事業としての事業採択をされていることをご理解をいただきたいと思います。

委員長 そうなんですけどね、そしてその次です。地対財特法期限が切れて後にまだ続けるという中での状況。

住民生活 部長 今後の事業の関係のことをございますけれども、こういう時限立法で期限が切れております。後残事業がありますのでそれらにつきましては一般事業という形での進捗になるかと思えます。

委員長 人件費については小集落地区事業という事で安堵町でそういった職員さんを採用されてて、その部分にかかる安堵町での採用された職員に対してうちがそういうふうな形で400万円をみているというふうに考えてたらよろしいんですね。

分かりました。この事業につきましては私については納得し兼ねる部分もあるということでもちょっといろいろ聞かせていただいたんですが、他に委員さんの中ではありませんか。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受けたということで了承に至りましては一部了承しかねるという意見もあったということで終わらせていただきます。他に理事者の方から報告はございませんか。

委員長 以上これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

喜多委員 昨日の一般質問の中で墓地に関する件で、正式に中止というふうに理解をしたらいいんだろうというふうに思いました。その件につきまして、前回の委員会ではあまり明確に中止にしていく方向という事は聞いていなかったんですが、ただなかなか困難である状態から見まして中止せざるを得ないのと違うかというニュアンスのお話を伺っておりましたけれども、昨日の答弁の中で助役が中止をしていきたいと明確におっしゃいましたので、私ども今までいろんな住民からの問い合わせとかで進んで行くものというふうに話はしておりましたけれども、これから中止ということであればそういった旨でそういう方々に説明していったいいのか。それと中止ということで極楽寺の墓地についてこれから無縁仏の整理とかいろんな作業をされていく中で、空いた区画が200位というふうに聞いておりますので、その空いた区画

200が完全に、お墓は売却というのかそれともどういう方法で申し上げたらいいのか私には分からないんですが、そういった一般的に公募をして利用してもらう方法をとられるまでの手順、それから時間的にどのくらいかかるのかなということが気になりますので分かる範囲で教えていただきたいと思います。

助 役

昨日、吉川議員の質問で町営墓地構想についての明確な答弁をいたしました。この墓地公園整備計画につきましては中止せざるを得ないという判断しておりますということを申し上げました。委員会では担当課長の方からこの町営墓地構想につきましては見合わせなければならないことも必要ではないかという、ちょっとニュアンスが違う答弁でしたが、一般質問における答弁が町の考えてる対応でございます。

極楽寺墓地管理委員会はその手続きに入っており、200という区画が出てまいりました。それについては、墓地埋に関する法律によってその整備をし、新設または区画変更等の申請を町に出してくると思っております。そうした段階において町の極楽寺墓地管理委員会と十分相談いたしまして、町民に啓発するということの整理ができれば町民に啓発もしてまいりたいと考えていますし、時間的には今のところはっきりとは分からない、こういうことでございますので、できるだけ早く措置をされることを望むと共に、早く措置をしていただくような要望も極楽寺墓地管理委員会にしてまいりたいと考えております。

西谷委員

初歩的な質問で申し訳ないんですが、私、補償の事についてずっと質問してきた中で、どうも地元補償という、町がこれまで地元にされているというのは根拠となる法律、どの法律のどの条文に基づいてされてるのかというのをお尋ねしておきたいと思います。

助 役

これは、西谷議員の質問の中にも以前に答えたと思うんですが、やはり地方自治法232条の2地方公共団体が公益上必要がある場合には補助することができるというように定めておるわけです。この法律

の趣旨に基づいて町が補償していると、こういうふうに解釈しております。

西谷委員 232条の2地方公共団体が必要と認める場合には補助することができるということの中で、この地方自治法に基づいて補償されているという考えでいいですか。

助 役 私はそういう考えをしております。

西谷委員 それと今の補償の関係で昭和町の集会所については補償ということでされてるのかどうかということと、それと今後建設についてはどのような、要は地元負担との関わりなんですけれどもその辺の所詳しく教えていただけますか。

助 役 これはこれまで答弁をしてきておりますのは、昭和町の集会所につきましては、昭和町から出てまいりました、議会に提出された請願、「し尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書」に対し議会が採択されたことを町は尊重したということがまず1点です。これはあくまでも補償によって地域集会所を建ててほしいという事の請願でありました。2点目は51年当時、昭和町としては神南等稲葉車瀬と同時に要望する術も知らなかった。ということを請願に書いております。従ってそのことを町としては真摯に受け止め、理解をしたということです。従って、昭和町は斑鳩町のし尿処理施設に最も近い場所に位置するという事の判断をもって補償として昭和町に集会所建築についての提供をしたということでございます。今はもちろん西谷委員もご存知のように土地の取得は町が実施いたしました。その集会所建設につきましては、現在地元と協議していますのは地元が事業主体となって集会所施設整備費補助金交付要綱に基づいて行っていただきたいと言っております。昭和町は十分理解していただいて、昭和町はその方向で進んでおられる。昭和町は地縁団体、いわ

ゆる公共的団体の認証取得を持っておられますから、当然自治会において権利の取得もできるし全てのものが可能ということで考えております。

西谷委員　では逆の立場で、土地は町が取得すると、その建物については事業主体が自治会で集会所補助金交付要綱を使ってするというので、当然地元負担分についても町が補償と認めるということですから地元負担金についても補償で町が出すという考え方でいいですか。

助 役　町の考えといたしましては、集会所施設整備費補助金交付要綱を活用するというので解釈してほしい。活用するというのでその要綱の規定ではその補助金の範囲、その範囲とそして裏負担である金額、いわゆる一般通常で言う地元負担金、これを町が負担する。裏負担も町がし、表負担も町がするというのでございます。

西谷委員　結局実質的には町が建てて町が負担して、集会所施設整備費補助金やったら地元のものになるし、そうでない場合には町の名義の方が残るといふ形、それがどうも僕は理解しにくいんですが、実際に稲葉地区でも最後の補償ということで集会所施設については別に今回役員さんが来年度で引き継ぐということの中でこの説明を当然引継の中でされると思うんですが、稲葉地区で話出てるのは昭和町でできてなんで稲葉でできないんやろと。そういうのを外で出会ってお話する機会あった時に説明ができないんですね。稲葉では覚書交わしてるやないか、なんで覚書交わしてるのにこれくらいしんどい目して後から来た覚書のない昭和町だけが進むのかということのなかでは、例えば町に請願をしたらやったらやってもらえるのかという意見もある中でね、今助役が言わはったんは、自治会から請願が出てそれを議会が認め、そのことを町が尊重したと。それとその当時全く補償があることを知らなかったということを受けて、最終的には補償で町はやるといふ考え方については今助役が言われて、これ以上の解釈もこれ以下の解釈もな

いという考え方でいいですね。

助 役

西谷委員のおっしゃった、これ以上のものもなく、これ以下のものもないということでございます。ただ稲葉車瀬につきましても、西谷委員もご存知だと思っておりますが、町と稲葉車瀬と十分話をする中で中には町がやりましょか、ということも言ったことがあります。ただ稲葉車瀬としては稲葉車瀬が補償をしていただく集会所だから最後まで稲葉車瀬がやって、そして稲葉車瀬が責任もって施工したいという意見でございます。それも確かめてます。西谷委員の質問もございましたので役員の方に確かめました。けれども稲葉車瀬としては町で施工させていただくという考え方はないように思っております。ただ町はできるだけの援助をしようと考えております。一般質問の答弁では言っていなかったのですが、開発許可とか分筆とかいうものは町としてはできるだけ努力しましょうということも稲葉車瀬に対し言っておりますし、町も地元の負担をできるだけ負担をなくすような形で進めていくということも稲葉車瀬との間で確認いたしました。そういうことで現在スムーズに進んでいるということでございますので、この件については一般質問でも申しましたようにやはり地元施工で建設するというご理解願いたいと思います。

西谷委員

スムーズに進んでるということを強調されて、僕が口を挟んではいかん気がせんでもないですが、ただ村の役員の引継ぎの時期に来てますんで、当然その引継ぎの中では相当つつこんだ議論が多分出るんやろうなということの中では、確かに今までスムーズに進んでるとは言うものの、それで理解されていると。今度新しく仕事を引き受けなあかん役員の中では多少そういう懸念がありますので、前もってその時に私が説明できるような形で今聞いておきました。後日また地元の動きがありましたら、その都度町とは協議をしていきたいなと思いますので、この件についてはこれで一応終わっておきます。

委員長 他にございませんか。

木田委員 奈良県のごみ広域化計画の進捗についてということですが、今年度あとまだ3月いっぱいまでありますけれども、今までどの位会議をされて話がどの位進んでおるのかという事をお聞かせいただきたいと思います。

環境対策課長 以前報告させていただきました生駒での会合以降につきましては、持ちまわりということで平群町が計画を予定されておるところでございしますが、現時点ではまだ未確定なところでございます。

木田委員 その位のペースでこの広域化計画は実施出来るのかどうかという心配はありますけれど、やはり広域化していただいたら、斑鳩町の施設もだんだん古くなってくるのに間に合うように思いますけれども、それについて、どことも早急に進めようというのはいないんですか。今みんなだいたいダイオキシン対策もとられたということで、広域化計画の中2010年でしたかな、そこまでに間に合わそうという意気込みはないんですかね。

町長 ご指摘の関係については2010年までにやっつけようということで今、広域の範囲が生駒郡、生駒市、郡山市ということで組まれています。遅々として進んでおらない。知事と県の町村会の要望事項の中でいつも話させてもらっています。知事に言うんですけれども、私は県がもっと積極的にやっつけていくことが一番大事、最近県はどうも逃げの一步にかかっているような感じですね、知事に怒られるのかどうか知らんけれども、やる事はやっぱりやっつけいかんと、昨日もテレビでなんかやってましたけれども、JR天理駅あるいは他の駅が無人になるということでテレビに市議員が出てましたけれども、そんなもん生ぬるいわととにかく徹底的にいかなあかんと。そういうものが勝っていくのかいかないのか。なんかどうも決める事は決めていくとおく

と、これも一つの関係です、王寺周辺広域市町村圏では王寺、河合、上牧と生駒郡4町の7町です。それになぜごみの関係になったら生駒郡と郡山と生駒になんねんと、こういうことについてもなんか県は無責任な感じであとはお前らやれと、こんなこと言われても誰かて行くことはかなんですから、会議持つにも持ったかて、今様子見をしてる間に時間が経ってしまうというのが現状やと思います。いつも私は知事に単刀直入に申し上げるんです。やっぱりもっとそういうことはしていかないと、ごみ施策でも生ごみをどうするかということで、福井県が2万円補助してますやんか。福井県が2万円出しながらやっぱりできるだけ生ごみを少なくしようという市町村に訴えてるわけです。こういう事も取り入れていただかないと、我々の町で2万円を限度としてやっていくということでは斑鳩町がやったって、安堵とか周辺の関係あるいは奈良県から絶対に減らないわけですから。木田議員ご指摘のように、遅々として進まないという状況を早くしないと来年もう2003年ですから、7年間なんてあつという間に過ぎると思います。そういうことも踏まえて我々としてはかなり強く要望していくわけですが、現状は木田議員ご指摘のように生駒、郡山、平群、三郷、斑鳩、安堵、様子見をしていって、順番に当番決めてても平群町かて会合持ったら平群でやってくれるかということになったらなかなかはいという訳にはいかないだろうし、そこらが遅々として進まない現状であると思います。今ご指摘のように我々としても2010年という期日を設定されていますから、県当局と会議を開いてまとめていくことが大事だということで、そういう事が報告できる状況をつくっていただくように申し上げております。

木田委員 町長今いみじく本当の事実というのか、実態を話されたとは思いますが。こういうことを県が主導的におっしゃりながら、主導性を発揮していない。県がもっと自分ところで県で決めたことは県の方で指導をちゃんとしていただかなければ、こんなん絵に書いた餅に終わってしまうようなことになってはいかんと思いますので今後とも発

破かけていただいて、広域化が一日も早い事できるようにお願いしときます。

委員長 他に委員さんの方からありませんか。なければ私の方からお願いしたいんですが、インフルエンザ、前回の委員会で報告いただきました後ですね、やはり効果の問題もあって接種が増えてきているんじゃないかと、この間急に寒くなったり風邪がひどいとかいろいろ状況出てきてます。また新型のウイルスの問題が出たりしてますのでそのところ、インフルエンザの高齢者接種事業やらせてもらっている関係ですね、少し担当の方からそういったことも含めて報告をお願いしたいと思っています。

それともう1点は介護保険に関わる介護認定者、要介護度4、5というかなり介護が必要であると言われる方についてですね、多分介護保険関係の事務者レベルでも論議があったと思うんですが、この方たちの障害者控除という取扱いについて、このところ少し担当の方から考え方をお聞きしたいなと思っています。

健康推進課長 インフルエンザの予防接種の状況でございます。12月9日現在で申込みが1974件ございました。そして接種済の方1271名ということで9日現在で集計を押さえている状況になっています。新型ウイルスについてでございますが、新型ウイルスが発見されたという報道もありました。新型ウイルスというのは、インフルエンザAHIN2型というものでございます。このウイルスは現在流行していますAソ連型ウイルスとA香港型ウイルスの遺伝子採集群によって生まれたと考えられるとしています。現在予防接種をしていただいておりますけれども、この新型ウイルスにも効果があるというふうに確認をさせていただいております。

福祉課長 2点目の介護保険、介護認定者4、5の方につきまして障害者控除について考えはどうかということであったと思うんですが、これにつ

きましては、高齢者の所得税法上の取扱いについてということで昭和45年、46年の厚生省の方から通達がございますけれども、その中で事務担当者として広域7町の担当者の方で、平群町さんの方からご提示されたということでお聞きしておりますけれども、その問題につきまして認定の基準が示されておらないわけでございます、その辺の関係につきまして、市町村、町村の認定の基準とか認定、調査の方法を明確にする必要があるのではないかとということなど、それぞれの要介護認定と障害者との認定の関係を明白にすべきであって、その通知の具体的な運用の解明につきまして国等に要求するような要望、見解等お聞きするようなことが必要ではないかとということで事務担当者レベルではそういう話ということでお聞きしております。

委員長

それらにつきまして、所得税ではどうなのか、住民税ではどうなのか、そして自動車税関係ですね、こういったところでどうなのか、障害者控除っていうのは一定高齢者の控除と共にされている。しかもその住民税や所得税に関しましても身体障害者手帳3級～6級という程度で控除がされているわけですね。普通障害者控除ですね。そういったことも含めまして介護認定者について要介護度の高い方についてどんなふうな扱いになるのか、そして特に住民税なんかについては、町長が認める所により、という状況があると思うんですね、そういう控除に関しまして。そういったところも含めて今後も更にそののところを研究して県、国などにも要請をしていっていただきたい。しっかりとした組織を持って、また法律の下において介護認定をしているという状況のある中でそういう考慮をしていっていただけるような研究をしていただきたいという事だけお願いをしておきます。

その他についてもこれをもって終わります。なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それではこの継続審査の手続きを、今議長は
所要で退席しておりますが、議長の方にお取り計らいをお願いするよ
うにいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご
一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長 (あいさつ)

委員長 これをもって閉会いたします。

(10時55分閉会)